

平成 27 年 6 月 18 日

「いじめ防止対策基本方針」

東亜学園高等学校

1 基本理念

いじめは、いじめを受けた生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命または身体に重大な危険を生じさせる恐れがあるものである。

いじめの防止等のための対策は、いじめを受けた生徒の生命及び心身を保護することが特に重要であり、学校、家庭その他の関係者等の連携の下、いじめの問題を克服することを目指して行わなければならない。

本校は「他人親切丁寧 自己奮励努力」を校訓としている。この校訓に基づき、全ての生徒がいじめを行わず、またいじめを認識しながら放置することがないように、あらゆる教育活動において他者の尊厳を重要視する指導を徹底する。そして保護者及びその他の関係者との連携を図りつつ、学校全体でいじめの防止及び早期発見に取り組み、本校に在籍する生徒がいじめを受けていると思われるときは、適切かつ迅速にこれに対処する責務を有する。

この基本方針は、生徒の尊厳を保持する目的のもと、いじめ防止対策推進法第13条1項の規定に基づき、いじめの防止等（いじめの防止、いじめの早期発見及びいじめへの対処）のための対策を総合的かつ効果的に推進するために策定するものである。

2 いじめの定義

「いじめ」とは、生徒に対して、一定の人間関係にある他の生徒が行う心理的または物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった生徒が心身の苦痛を感じているものをいう。（「いじめ防止対策推進法第2条」より）

3 いじめ防止基本方針の策定

学校の基本方針は、下記の事項について定める。

- (1) いじめの防止
- (2) いじめの早期発見
- (3) いじめへの対処
- (4) 学校の基本方針の評価

4 いじめ防止対策委員会の設置

(1) 構成

校長、教頭、教務主事、生徒指導主事、保健指導主事、各学年主任、生徒指導主任、学校カウンセラー、 など

(2) 設置期間

委員会は、常設の機関とする。

(3) 活動内容

委員会は、本校が組織的にいじめの問題に取り組むにあたって、中心となる役割を担い、以下の活動を行う。

- ①いじめの防止等に関する取組の実施や具体的な年間計画の作成等に関すること。
- ②いじめに関する相談、通報の窓口に関すること。
- ③いじめの疑いに関する情報や生徒の問題行動等に係る情報収集やいじめ事実への対処等に関すること。
- ④その他いじめの防止等に関すること。

5 いじめの防止

(1) いじめの防止等への啓発活動

本校は以前から「いじめ」は絶対に許さないとの立場を鮮明にしてきた。今後ともその立場を堅持し、さらに徹底するとともに、生徒、保護者及び教職員に対して、インターネットを通じて行われるいじめを含めた、いじめ防止等への理解を深めるために、啓発活動を行う。

(2) HR文化教育及び体験活動等の充実

生徒に対して、いじめ防止のために、社会適応能力の育成と伸長を行うHR文化教育を通じた人格の陶冶を行うとともに、集団訓練など、集団と個のあり方等を考えさせる体験活動を充実させ、校訓の一部である「他人親切丁寧」の精神を実践できる態度を養う。

(3) 教職員の取り組み

教職員は校内研修や職員会議等を通じ、いじめについて理解を深めるとともに、日頃からいじめの防止に努め、組織的に対応を行う。

6 いじめの早期発見

(1) 相談体制の整備

生徒及び保護者に対して、いじめの早期発見・対応のために、相談体制を整備する。相談窓口は生徒指導部、学校カウンセラー、保健室とするが、生徒の相談しやすい担任や学年主任なども含まれる。

(2) 定期的な調査その他の必要な措置

生徒に対して、いじめの早期発見のために、いじめに関する調査を年2～3回実施する。また、教職員による生徒観察・面談等の中で得た情報を共有し、必要に応じて適切な対処をする。

(3) いじめの疑いのある事案を把握した時の措置

生徒、保護者及び教職員等から、生徒がいじめを受けていると思われるとの通報を受けた場合、あるいは生徒がいじめを受けていると思われるときは、委員会を中心として、速やかに事実の有無の確認を行い、必要な措置を取る。

7 いじめへの対処

(1) 事実の有無の確認を行うための措置等

①事実の有無の確認を行うための措置

必要に応じて質問票の使用や聞き取り調査等により、事実の確認を行うための調査を行う。

②報告

調査結果について、学校の設置者に報告する。

(2) いじめがあったことが確認された事案への措置

①いじめを受けた生徒への対応

いじめをやめさせ、また、その再発を防止するため、いじめを受けた生徒またはその保護者に対する支援を行い、いじめを受けた生徒が安心して教育を受けられるようにするための必要な措置を講じる。

②いじめを行った生徒への対応

いじめをやめさせ、また、その再発を防止するため、いじめを行った生徒に対する厳正な指導又はその保護者に対する助言を行う。

③保護者間での情報の共有

いじめを受けた生徒の保護者と、いじめを行った生徒の保護者との間で争いが起きることのないように、いじめの事案に係る情報を、これらの保護者と共有するための措置やその他必要な措置を行う。

④警察等の刑事司法機関との連携

いじめが犯罪行為と取り扱われるべきものであるものと認めるときは、所轄警察署と連携して対処するものとする。

(3) 重大事態への対処

①重大事態調査委員会の設置

いじめにより、生徒の生命、身体または財産に重大な事態が生じた疑いがあると認められるときや、長期にわたる期間の欠席を余儀なくされている疑いがあるとき、また生徒や保護者から、生徒がいじめを受けて重大事態に至ったという申し立てがあった場合など、「法」に規定される重大事態が生じた場合、「重大事態調査委員会」を設置し、調査・対応にあたる。

②構成

校長、教頭、教務主事、生徒指導主事、その他関係教職員、 など

③いじめを受けた生徒及び保護者への対応

調査委員会における調査を行うときには、いじめを受けた生徒及び保護者に対して、事実関係等の情報を適切に提供するとともに、いじめを受けた生徒及び保護者からの申し立てがあったときには、適切かつ真摯に対応する。

④学校の設置者及び東京都（私学部）への報告等

重大事態が発生した時及び調査結果について、速やかに学校の設置者及び東京都（私学部）に、その旨を報告する。

重大事態への対処について、必要に応じて、学校の設置者及び東京都（私学部）と連携、協力して対応を行う。

8 学校の基本方針の評価

委員会を中心として、全教職員により、学校の基本方針の検証を行い、必要に応じて見直しを図る。